

地域における協力に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）及び、伊勢市に所在する郵便局（伊勢郵便局と沼木郵便局を代表とする別表の郵便局(以下「乙」という。)）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、伊勢市内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- 1 高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- 2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

(免責)

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から換算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

また、地域における協力の開始については、平成29年4月1日からとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月29日

甲 伊勢市岩淵1丁目7番29号

市長 鈴木健一

乙 伊勢市岩淵3丁目6番10号

日本郵便株式会社 伊勢郵便局

局長 大久保秀一

伊勢市上野町1356

日本郵便株式会社 沼木郵便局

局長 奥山宗司

(別表)

伊勢郵便局	宮本郵便局	伊勢筋向橋郵便局
伊勢辻久留郵便局	小俣郵便局	豊浜郵便局
伊勢北浜郵便局	沼木郵便局	伊勢一之木郵便局
城田郵便局	御菌郵便局	伊勢御菌長屋郵便局
伊勢神社郵便局	五十鈴川郵便局	伊勢河崎郵便局
伊勢大湊郵便局	二見郵便局	伊勢古市郵便局
伊勢朝熊郵便局	伊勢御木本通郵便局	伊勢浜郷郵便局
伊勢船江郵便局	伊勢外宮前郵便局	